

『建築士の業務 設計及び監理業務と告示第15号』 正誤表

(2012年10月15日第1版1刷用)

本書の内容に以下の誤りがございました。
謹んでお詫び申し上げますとともに訂正させていただきます。

6頁（目次の論考タイトル）	
誤	建築士及び建築士事務所の業務現状と今後に向けた 検討課題
正	建築士及び建築士事務所業務の現状と今後に向けた 検討課題

34頁（上から12行目の次に追加）	
誤	●告示第15号の標準業務外業務を含む業務委託書におけるオプション業務のうち法定義務のある業務 の部分に追加してください。
正	告示第15号の標準業務以外の業務のうち、建築士法第18条（設計及び工事監理）、第19条（設計の変更）、第20条（業務に必要な表示行為）、第20条の2（構造設計に関する特例）、第20条の3（設備設計に関する特例）に規定された業務、並びにこれらの業務遂行に関連して第24条の7（重要事項の説明等）、第24条の8（書面の交付）等で規定された業務で、建築士又は建築士事務所として法に従って行わなければならない義務のある業務（行為）です。

177頁（下から7行目の上に追加）	
誤	「別添四 1 設計に関する標準業務に付随する標準外の業務」の七項の次に追加してください。
正	八 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第3項までの規定による住宅の建築及び維持保全に関する計画の作成に係る業務